

配 慮 市 長 意 見 書

アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業に係る計画段階配慮書(以下「配慮書」といいます。)に関する横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文 子



第 1 事業計画の概要

1 計画段階事業者の名称等

名 称：アイテック株式会社

代表者：代表取締役 前田 幸治

所在地：大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 10 号

2 事業の名称及び種類

名 称：アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業(以下「本事業」といいます。)

種 類：廃棄物処理施設の建設(横浜市環境影響評価条例に規定する第 2 分類事業)

3 事業を実施しようとする区域

横浜市金沢区福浦一丁目 15 番の 1 (以下「計画地」といいます。)

4 事業の目的

本事業は、産業廃棄物の焼却施設を新たに設置するものです。第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画の基本理念である、「持続可能な社会」の実現を目指としています。

また、今後ますます高齢者が増加することが予想される点から、市内の病院や介護施設から排出される医療系を含む産業廃棄物を市内で処理し、地域社会の住みよい環境づくりに貢献することを目的とするものです。

5 事業の内容

(1) 計画地の位置及び面積等

ア 位置：横浜市金沢区福浦一丁目 15 番の 1

イ 敷地面積：約 5,397 平方メートル

ウ 建築面積：約 1,525 平方メートル

エ 都市計画区域：市街化区域

オ 地域地区：工業地域(特別工業地区：金沢産業団地地区)

(2) 施設概要

焼却施設 処理能力：1日当たり約95トン

第2 地域特性

計画地は金沢区の臨海部に位置し、北側が磯子区、東側が東京湾、西側が栄区及び鎌倉市、南側が逗子市及び横須賀市となっています。用途地域は工業地域に指定されています。

また、計画地周辺の土地利用をみると、主に工業用地となっており、首都高速湾岸線及び国道357号を挟んだ西側の地域は第1種住居地域等となっています。

このように、計画地周辺は主に工業系の土地利用がなされており、住居系の土地利用の区域とは主要幹線道路等により区分されていますが、今後も良好な環境を保全していく観点から、施設の操業においては各場面で環境への十分な配慮を行うことが求められます。

第3 意見

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

(1) 事業の計画、工事、供用の各段階において、近隣の住民や事業者とのコミュニケーションを図り、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めてください。

(2) 今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画や地域の協定等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。

(3) 配慮事項に対する配慮内容について、適切に事業計画に反映させてください。

(4) 本事業は、産業廃棄物の焼却施設を設置し、管理・運営するものであることから、周辺環境への影響を十分配慮した計画としてください。特に排ガスについては、煙突の高さや排ガスの排出速度等を考慮したシミュレーションを行い、十分に周辺環境に配慮したものになるように計画してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「4 廃棄物処理施設の建設」】

(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】

施設の設置や作業等、事業実施のあらゆる段階で省エネルギーに努めるとともに、温室効果ガスの排出削減の取組みを推進してください。

(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】

市民への情報提供は計画段階から様々な手段で積極的に行ってください。

(3) 工作物や敷地の緑化、及び生物の生息生育環境の確保【配慮事項(5)】

様々な緑化技術や事例を参考にしつつ、生物多様性に配慮した緑化計画としてください。
また、植栽する植物の性質や生育環境を十分考慮し、良好な緑の維持が可能となるように配慮してください。

(4) エネルギー使用の合理化、及び未利用エネルギーの活用【配慮事項(6)】

設備機器類のエネルギー使用量を把握・分析し、適宜運用改善を図るなど、エネルギー使用の合理化及び未利用エネルギーの活用を積極的に推進してください。
また、再生可能エネルギーの導入についても、検討してください。

(5) グリーン購入、グリーン電力の導入【配慮事項(7)】

積極的にグリーン購入を推進してください。

(6) 運輸部門における二酸化炭素の排出抑制【配慮事項(8)】

搬出入車両については、事業計画に示した台数が大幅に増加することがないように計画的に事業を推進してください。

また、社有車のほか社外の車両に対しても、アイドリングストップの励行等、エコドライブを促進してください。特に廃棄物の収集運搬にあたっては、効率的なルート選定がなされるように、収集運搬業者に対して要請してください。

(7) ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減、長寿命化【配慮事項(9)】

設備機器やその他の工作物は改修や修繕しやすい構造のものとするとともに、それらの長寿命化を図るなどして、事業全体を通じて温室効果ガスの排出低減を積極的に推進してください。

(8) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(10)】

保水性舗装や遮熱塗装等、ヒートアイランド現象の抑制に資する対策を積極的に導入してください。

また、空調機器や給湯器等の設備を導入する場合は、人工排熱を抑制するため、高効率の仕様としてください。

(10) 火災、爆発等の発生防止【配慮事項(12)】

地震等でライフラインに障害があった場合についても、安全や周辺環境に配慮した計画としてください。

(11) 低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置【配慮事項(13)】

作業工程において、粉じんや騒音等の発生を極力抑えるとともに、設備機器については、低騒音及び低振動の機器の採用に努めてください。

また、車両出入口等、建物の開口部から悪臭や粉じん等が流出しないように計画し、実際に流出がないか、適切な方法で周辺環境のモニタリングを行ってください。

さらに、排ガスについては、有害化学物質を含め、適切な方法でモニタリング等を行い、良好な管理を行ってください。

(12) ばい煙排出量を極力現状以下【配慮事項(15)】

排ガス処理については、利用可能な最善の技術や設備を用いることで、ばい煙の排出量の低減に努めてください。

(13) 排水汚濁物質排出量を極力現状以下【配慮事項(16)】

プラントエリアに降った雨水やごみピット排水等が最大量の時でも、焼却施設からは排水の発生がない計画としてください。

(14) 廃棄物の発生抑制等【配慮事項(18)】

廃棄物の排出事業者に対して、放射性廃棄物の混入がないように分別の徹底を要請するとともに、万が一、受入れ廃棄物に放射性廃棄物の混入があった場合の対策として、適切なモニタリング体制を整備してください。

また、廃棄物に係る3Rの取組を推進してください。